

11 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

11 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

11-1 保安活動における品質管理に必要な体制

京都大学複合原子力科学研究所（以下「研究所」という。）の原子炉施設における保安活動及び品質マネジメントにおける組織を第 11-1 図に示す。

原子炉施設における保安活動は、「本文九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づき、研究炉部が研究用原子炉（KUR）の、臨界装置部が臨界実験装置（KUCA）の、放射性廃棄物処理部が放射性廃棄物処理施設の、放射線管理部が放射線管理施設の、実験設備管理部が原子炉施設における実験設備の管理を担当しており、それらに係る設計及び工事、運転及び保守についても各担当部において実施する。なお、事務管理部については原子炉施設の全般的な保全並びにそれらに係る設計及び工事の一部（調達や建屋・インフラに係る業務）を担当する。また、原子炉施設に関する保安活動、品質マネジメント活動等の統括に関する業務は、安全管理本部が担当する。

これらの安全管理組織に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行う。

11-2 設計及び工事等に係る品質マネジメント活動

(1) 品質マネジメント活動の確立と実施

研究所では、原子炉施設の安全性及び信頼性の確保を最優先事項と位置付け、「本文九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に整合するように策定した保安規定の品質マネジメント計画及び「品質マネジメント計画書」に基づき、原子炉施設の安全に係る品質マネジメントシステム（安全文化を育成及び維持するための活動を含む。）を確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性について評価し、継続的に改善する。

(2) 品質マネジメント体制及び役割分担

研究所では、保安規定に基づく安全管理組織に従い、京都大学学長（以下「学長」という。）をトップマネジメントとした品質マネジメント体制の下、以下のように品質マネジメント活動を実施する。

学長は品質マネジメント計画書に基づき、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムの運用に責任を持ち、総理するとともに、必要な措置を講じる。また、品質マネジメントシステムの有効性と改善の必要性を評価するマネジメントレビューを、品質マネジメントシステムの運用を統括する研究所長（以下「所長」という。）に実施させ、品質マネジメント活動を継続的に改善する。

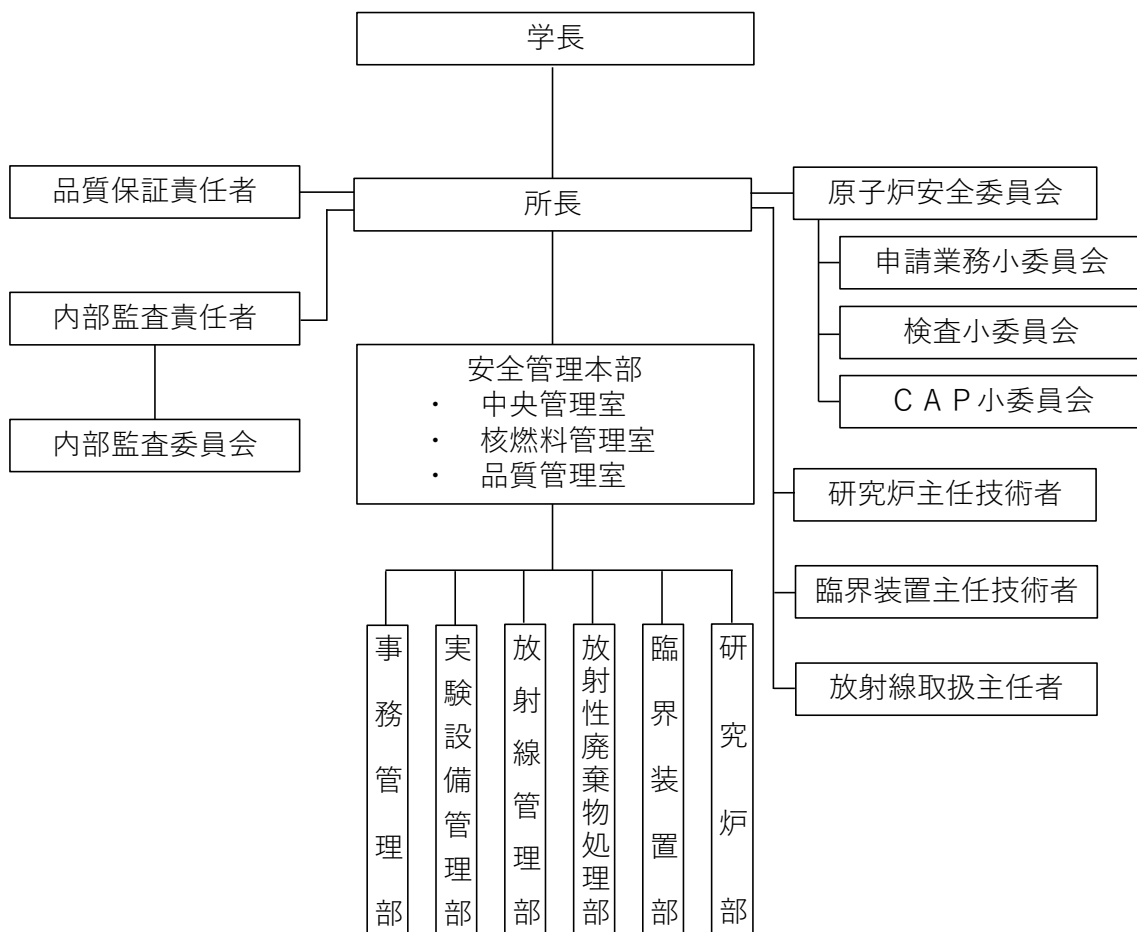
所長は、原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動を統括する。

品質保証責任者は、原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動の品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立及び実施並びにその実効性の維持が確実になされるようにする。また、その実施状況及び改善の必要性について所長に報告するとともに、業務に従事する要員に対して安全文化を育成及び維持すること、関係法令を遵守すること及び原子炉の安全を確保することの認識を高めることを確実にする。

原子炉安全委員会は、原子炉施設の運転、利用、定期的な評価、その他の保安活動及び品質マネジメントに関する重要事項を審議する。また、原子炉安全委員会の下に、設計及び工事等の根拠となる原子炉の設置承認並びにその変更に関する業務を行う申請業務小委員会を、原子炉施設の是正処置プログラム（CAP）に係る事項を審議する CAP 小委員会を、原子炉施設に係る独立検査を実施する検査小委員会を置く。

部室長は、それぞれ所掌する業務に関してプロセスの確立、実施及び有効性の継続的改善を行う。また、業務に従事する要員の原子炉施設に対する要求事項についての認識を深めさせるとともに、成果を含む実施状況について評価する。さらに、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進するとともに、関係法令を遵守する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき事業者が行う使用前事業者検査及び定期事業者検査は、原子炉安全委員会の下に置く検査小委員会により、中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保して適切な段階で実施する。



第 11-1 図 京都大学複合原子力科学研究所 原子炉施設保安管理組織図